

2024 年度事業計画

III. 事業計画（重点課題）

（6）日本薬局方に関する事項（薬局方委員会）

- 1) 現行の日本薬局方に関する諸対応の推進
- 2) 日本薬局方追補案の審議・意見公募に関する諸対応の推進
- 3) 新薬局方の原案作成に関する諸対応の推進
- 4) 日米薬局方の医薬品原薬及び製剤各条に関する薬局方基準の国際調和の推進

2024 年度 事業計画書（詳細）

VI 日本薬局方に関する事項（薬局方委員会）

薬局方委員会は、行政当局が行う日本薬局方の改正作業に関する業界窓口業務、加盟団体に対する日本薬局方関連情報の提供、ならびに加盟団体間における日本薬局方に関する意見調整と情報共有を行っている。

また、日本薬局方原案検討委員会の準委員として、第十九改正日本薬局方の原案作成に関する会合に参画し、今後の方向性について議論を行っている。

このような状況の中で 2024 年度は次の事項を重点課題とする。

1. 各種日本薬局方に関する通知、Q & A の発出等、第十九改正日本薬局方及び第十八改正日本薬局方追補案に関する対応事項について、業界の要望を行政当局に提案し、解決及び要望の実現にあたる。
2. 第十九改正日本薬局方の検討・意見公募に対し、業界全体に関わる事項について加盟団体の意見を集約し提出を行う。また、公布される第二追補の施行通知案・Q & A 案に対し、加盟団体の意見を集約し提出を行う。
3. 第十九改正日本薬局方の原案作成に関し、今後の日本薬局方に求められる改正の方向性を踏まえた業界からの意見発信を行政当局に対して行い、要望の実現にあたる。
4. 日本薬局方（J P）及び米国薬局方（U S P）の医薬品原薬及び製剤各条に関する薬局方基準調和に協力する。